

奈良市脱炭素先行地域計画策定業務委託に係る
プロポーザル審査委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 奈良市脱炭素先行地域計画策定業務を受託する事業者（以下「受託事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保し、応募のあった事業者（以下「応募事業者」という。）の審査を適正に行うため、奈良市脱炭素先行地域計画策定業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル募集要項・仕様書の策定に関する事項
- (2) 応募事業者から提出された関係書類の審査及びプレゼンテーションの審査における審査基準及び審査方法の策定に関する事項
- (3) 応募事業者から提出された関係書類及びプレゼンテーション審査における審査に関する事項
- (4) 受託事業者の選定に関する事項
- (5) 審査結果及び選定理由の報告に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、3人以上の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から事業者を選定する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議の公開については、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条及び奈良市審議会等の会議の公開に関する指針（平成20年3月5日策定）の規定に基づき行うものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第9条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(報告)

第10条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第12条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第13条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において行う。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和5年12月21日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。